

射水市長等政治倫理条例検討委員会

報 告 書

平成 2 6 年 1 月

はじめに

近年、市長や議員など政治に携わる職にある者の政治倫理に対する有権者の目はますます厳しくなっています。そのため、地方自治法をはじめ公職選挙法、政治資金規正法などにより公職者の便宜供与や利益の誘導などが行われないうよう規制されています。

射水市においては、政治倫理に関する条例が施行されておりますが、旧小杉町で制定された条例を暫定施行している状況であり、平成24年度に審査請求がなされたことを契機として、射水市としての政治倫理条例の制定を望む機運が高まってきています。

このような状況の中、射水市長等政治倫理条例検討委員会が設置され、委員各位がそれぞれ専門的な見地から射水市にとっての政治倫理のあり方、条例に規定すべき事項等を慎重に検討してまいりました。

検討委員会では、特に、条例対象者、政治倫理基準、市民の審査請求権等に重点をおいて検討し、「射水市長等政治倫理条例」案及び各条項の考え方を報告書としてまとめました。

射水市におかれましては、本報告書の趣旨を尊重され、引き続き公正で公平な市政を推進していただきたく、市民に信頼される市政、さらなる市政の健全な発展を期待するものであります。

射水市長等政治倫理条例検討委員会

委員 長 樋 口 雄 人
委員長職務代理 山 本 賢 治
委 員 鈴 木 敬 子

1 射水市長等政治倫理条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、射水市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、市長等が、市民全体の奉仕者として政治倫理のより一層の向上に努めるとともに、市民に信頼される市政を進め、もって市政の健全な発展に寄与することを目的とする。

（市長等の責務）

第2条 市長等は、市民の信託を受けた全体の奉仕者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

（市民の責務）

第3条 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持つとともに、自己の利益又は第三者の利益若しくは不利益を図る目的をもって、市長等に対して、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

（政治倫理基準）

第4条 市長等は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、法令を遵守し、品位及び名誉を損なう一切の行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品の授受もしないこと。
- (3) 市又は市が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している法人若しくは市の施設の指定管理者が行う許可又は請負その他の契約等に関し、特定の者のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするよう働き掛けをしないこと。
- (4) 本市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に使用するよう働き掛けをしないこと。
- (5) 職員の採用に関し、推薦又は紹介をしないこと。
- (6) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第142条、第166条第2項及び第180条の5第6項に規定する趣旨を尊重し、他人名義による請負又は物品納入契約をするなどの兼業行為をしないこと。

2 市長等は、前項各号に規定する政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

(政治倫理審査会)

第5条 政治倫理に関する事項について調査審議するため、法第138条の4第3項の規定に基づき、射水市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

3 審査会の委員は、社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者のうちから市長が委嘱する。

4 審査会委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会の会議は公開するものとする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

6 審査会の委員は、公平かつ適正にその職務を遂行するものとし、その職務を政治的目的のため利用してはならない。

7 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(審査会の職務)

第6条 審査会は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 第8条第1項に規定する審査に関すること。

(2) 市長の諮問に応じ、政治倫理に関する重要事項を審議し、答申すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、政治倫理の確立及び向上に関して建議すること。

2 審査会は、前項各号の職務を行うため、関係人から事情聴取及び資料提供等必要な調査を行うことができる。

(市民の審査請求権)

第7条 市民は、市長等が第4条第1項各号に規定する政治倫理基準に反する疑いがあると認めるときは、法第18条に定める選挙権を有する者の50分の1以上の連署にこれを証する資料を添えて、市長に審査を請求することができる。

2 市長は、前項の規定により審査の請求がなされたときは、速やかに審査会にその審査を求めなければならない。

(政治倫理基準違反等の審査)

第8条 審査会は、前条第2項の規定により市長から審査を求められたときは、当該審査請求の適否及び当該事案の存否を審査し、文書で市長に審査結果報告をしなければならない。

2 審査会は、市長から審査を求められた日から起算して60日以内に前項に規定する審査結果を報告するよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の規定により審査会から審査結果の報告を受けたときは、その写しを審査請求者に送付するとともに、公表するものとする。

(市長等の協力義務)

第9条 市長等は、審査会から審査に必要な資料の提出又は会議への出席請求があった場合は、その請求に従わなければならない。

(弁明)

第10条 市長等は、審査会において口頭又は文書により弁明することを請求できる。

2 市長等は、第8条第1項に規定する審査結果について文書により弁明することができる。

3 市長は、前項の規定により弁明があった場合は、第8条第3項の規定による審査結果の公表に当たり、その弁明の全部又は要旨を併せて公表するものとする。

(審査会の報告に対する市長等の措置)

第11条 市長等は、自己に関する審査会の審査結果において政治倫理基準に反するとの報告がなされ、当該審査報告が妥当であると認めるときは、政治倫理確保のために必要と認められる措置を講じなければならない。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

2 射水市長等政治倫理条例【案】逐条解説

検討委員会において検討された新規条例案及びその考え方を示すとともに、各条における委員からの主な意見を記載した。

(目的)

第1条 この条例は、射水市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、市長等が、市民全体の奉仕者として政治倫理のより一層の向上に努めるとともに、市民に信頼される市政を進め、もって市政の健全な発展に寄与することを目的とする。

本条は、この条例の制定目的について規定したものである。

平成24年度に開催された射水市政治倫理審査会の報告書でも付言されたが、暫定施行されている「小杉町長等政治倫理条例」を見直し、射水市としての条例を制定するものであり、市長等が、市民全体の奉仕者として、また、市民から負託を受けた者であることを認識し、市民の疑惑を招くことのないよう、信頼される市政を進めることで、市政の健全な発展に寄与することを目的としている。

なお、副市長は、市長の代理を務めることもあり、市長の政治活動を分担する一面もあることから条例対象者に含め、また、教育長については、市長の政治活動を分担するとは言えないまでも、物品の購入や教員の人事等に関し一定の権限を有するものとして、本条例の対象者とする。

検討委員会における主な意見

【条例対象者について】

- ・ 副市長を本条例の対象者とするには理解ができるが、教育長については、権限について認識をした上で判断する必要がある。
- ・ 教育委員会は独立した組織であり、物品等の発注関係は市長の所管、また、教科書の採択は教科用図書採択協議会の答申に基づき、教育委員会で審議されることから教育長を本条例対象者に含める必要はないが、教員等の人事権に一定の影響を持つのであれば、条例対象者に含めてもよいのではないか。

(市長等の責務)

第2条 市長等は、市民の信託を受けた全体の奉仕者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

本条は、市長等の責務について規定したものである。

市民の信託を受けた市長等は、自己又は特定の者の利益のためでなく、市民全体の奉仕者として、その使命の達成に努めることとしている。

(市民の責務)

第3条 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持つとともに、自己の利益又は第三者の利益若しくは不利益を図る目的をもって、市長等に対して、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

本条は、市民の責務について規定したものである。

市民は、主権者として市政を担い、公共の利益を実現する責任を負っていることを自覚するとともに、自己の利益又は第三者の利益・不利益を図るために市長等の地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行うことを禁止することとしている。

(政治倫理基準)

第4条 市長等は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、法令を遵守し、品位及び名誉を損なう一切の行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品の授受もしないこと。
- (3) 市又は市が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している法人若しくは市の施設の指定管理者が行う許可又は請負その他の契約等に関し、特定の者のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするよう働き掛けをしないこと。
- (4) 本市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に使用するよう働き掛けをしないこと。
- (5) 職員の採用に関し、推薦又は紹介をしないこと。
- (6) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第142条、第166条第2項及び第180条の5第6項に規定する趣旨を尊重し、他人名義による請負又は物品納入契約をするなどの兼業行為をしないこと。

2 市長等は、前項各号に規定する政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

本条は、政治倫理基準及び疑惑解明義務について規定したものである。

1 第1項は、各号に市長等が遵守すべき政治倫理基準を定めている。

(1) 第1号は、市長等は、市民全体の代表者として、法令の遵守に加え、品位及び名誉を損なう一切の行為や市民に不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことを定めている。

(2) 第2号は、市長等は、市民の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品の授受をしないことを定めている。

(3) 第3号は、市や市が出資している法人若しくは市の施設の指定管理者が行う許可、請負その他の契約等について、特定の者に有利な取扱い又

は不利な取扱いをするよう働きかけをしないことを定めている。

《参考》

市が4分の1以上出資している法人

射水市土地開発公社

公益財団法人射水市文化振興財団

公益財団法人射水市体育協会

一般財団法人射水市公園等管理業務公社

公益財団法人射水市絵本文化振興財団

万葉線株式会社

市の施設の指定管理者

地域振興会、文化振興財団、射水市体育協会等

(4) 第4号は、市長等は職員の公正な職務執行を妨げたり、権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働き掛けたりしないことを定めている。

(5) 第5号は、職員採用について、特定の職員が有利又は不利になるような取扱いをしないことを定めている。

(6) 第6号は、地方自治法で規定している兼業の禁止の趣旨を尊重し、たとえ他人名義であっても、請負や物品納入契約等の兼業行為をしないことを定めている。

2 第2項は、市長等が、第1項の政治倫理基準に違反する疑いがあるとの疑惑を持たれたときは、市長等が自ら責任を持って疑惑の解明に努め、説明責任を果たすことを定めている。

検討委員会における主な意見

【政治倫理基準について】

市との契約、請負等を辞退する企業等の基準について

- ・ 広島県府中市の市議会議員政治倫理条例に係る損害賠償請求控訴事件（平成22年（ネ）第536号）の上告審の判決は出ていないが、「2親等以内の親族が経営する企業等は市等の工事請負契約等を辞退しなければならない。」との規定は、特段の便宜を図ったという根拠や実態が示されないまま、条例で「何親等」と制限することは違和感がある。

- ・ 市長等の親族であるかどうかではなく、市長等の権限を行使して特段の便宜を図ったかが政治倫理上の問題である。
- ・ 形式的な基準を規定すれば、違反かどうかの判断は明確にはなるが、それだけで判断することには疑問である。一方で、基準を明確にしなければ、個別具体的に判断することとなり、政治倫理審査会の調査能力や権限の限界もあり、難しい面も出てくると考えられる。
- ・ 仮に企業等の辞退基準を条例に規定するのであれば、緩やかなものにするべきと考える。

その他の政治倫理基準について

第1号について

- ・ 暫定条例第3条第7号の規定は第1号規定に含めてもよい。

第2号について

- ・ 第2号の「金品」には、寄附も含まれるのか。法令等に基づく正当な寄附は収支報告が公開されているなど透明化が図られている。条文中の「金品」を道義的にどう捉えるかについて、恣意的な解釈により、要らぬ混乱を招くおそれはないか。

第5号について

- ・ 他市のように職員の採用や人事に関する規定を入れてはどうか。市民とすれば、不正の温床になり得るという印象を持つ事項であり、条例にも規定を入れておくべき。
- ・ 採用について、市長が推薦をすれば、他の人は意見を言えなくなってしまう。
- ・ 市長は、人事権を持っているからこそ、規定が必要ではないか。
- ・ 市長は、そもそも人事権を持っているので、市長の政治倫理条例にはそぐわないが、議員の政治倫理条例には加えるべきと考える。

(政治倫理審査会)

第5条 政治倫理に関する事項について調査審議するため、法第138条の4第3項の規定に基づき、射水市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

3 審査会の委員は、社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者のうちから市長が委嘱する。

4 審査会委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会の会議は公開するものとする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

6 審査会の委員は、公平かつ適正にその職務を遂行するものとし、その職務を政治的目的のため利用してはならない。

7 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

本条は、政治倫理審査会について規定したものである。

1 第1項は、政治倫理審査会(以下「審査会」という。)の設置について規定しており、その目的として、政治倫理に関し調査審議することとしている。

2 第2項は、審査会の委員は、5人以内で組織することを定めている。

3 第3項は、審査会委員についての規定であり、委員の選任基準及び委嘱について定めている。

4 第4項は、審査会委員の任期についての規定であり、任期は2年、再任も可としている。なお、補欠委員の任期については、前任者の残任期間と定めている。

5 第5項は、審査会の会議の公開について規定している。

審査会の会議については、公開を原則とする。ただし、審議の内容が個人情報保護及び名誉等にかかわるものであり、公開することに支障があ

ると認められる場合には、委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる」と定めている。

なお、公開か非公開かの協議は、非公開とする。

6 第6項は、審査会委員の遵守事項を規定したものであり、公平かつ適正な職務遂行と職務の政治的目的での利用を禁止している。

7 第7項は、審査会委員の守秘義務について規定している。

検討委員会における主な意見

【審査会委員について】

- ・ 他市では、3人～7人の構成であるが、5人くらいが妥当である。また、不慮の事由で委員が欠ける場合もあるので、「以内」と規定すればよいと考える。
- ・ 審査会の委員の委嘱について、議会の同意を得ている例はない。そこまでの必要があるか。
- ・ 議会の同意については、市長等の政治倫理を審査する委員として、市長だけの判断で委嘱してよいのかとの思いもある。議員の政治倫理も審査する場合も想定されるのであれば、議会の同意を得ておくことも必要と考える。
- ・ 市長が委嘱した政治倫理審査会にどのくらいの実効性が担保できるのか。そのような意味からも議会の同意をとっておくことも必要と思う。そうすれば、議員の政治倫理条例ができたときでも審査会の正当性が担保されるのではないか。
- ・ 市の様々な委員会等で同意が必要な委員は、地方自治法等の規定に基づくものだけである。この検討委員会では、「同意」まで必要としないという結論でもよいのではないか。
- ・ 審査会委員の任期は、3年は長すぎる。先進例のように2年が妥当ではないか。
- ・ 法に規定のない委員会委員の任期は2年が多い。また、政治倫理審査会という性質上、任期が長いのはいかがかと思う。

【審査会会議について】

- ・ 会議を非公開としている先進例はないが、案件によっては個人情報や名誉にかかわる部分も出てくるのではないかと。すべて公開にすればよいというものではないと考える。
- ・ 現在の行政にとって、非公開と規定することは難しいのではないかと。姫路市の条例のように、必要に応じて非公開とすることができる旨の規定を入れるべきである。
- ・ 公開か非公開かは、審査会を開催する前に協議することになると思うが、この協議を公開すると委員の自由な発言が妨げられるおそれがあるので、非公開とすべきではないかと。
非公開と決定した理由等は、公表する。
- ・ その決定に係る委員の同意は、3分の2ではなく、過半数でよいと考える。

(審査会の職務)

第 6 条 審査会は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 第 8 条第 1 項に規定する審査に関すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、政治倫理に関する重要事項を審議し、答申すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、政治倫理の確立及び向上に関して建議すること。

2 審査会は、前項各号の職務を行うため、関係人から事情聴取及び資料提供等必要な調査を行うことができる。

本条は、審査会の職務について規定したものである。

- 1 第 1 項は、審査会の職務を次のとおり定めている。
 - (1) 市民からの審査請求に係る審査を行うこと。
 - (2) 市長の諮問に応じ、審議し、答申すること。
 - (3) その他政治倫理の確立及び向上に関し、建議すること。
- 2 第 2 項は、職務を行うため、関係人から事情聴取や資料提供等、必要な調査を行うことができるよう定めている。

検討委員会における主な意見

審査会の職務について

- ・ 現行の政治倫理条例第 5 条第 1 項第 3 号は、本市独自の規定となっているが、審査会が「勧告」するとの表現は強すぎる印象を受ける。先進例のように「建議」でもよいのではないか。
- ・ 昨年開催した政治倫理審査会では、旧小杉町の条例の暫定施行ではなく、射水市としての政治倫理条例を制定すべきであると「付言」した前例もある。
- ・ 暫定施行されている旧小杉町の条例の良い部分は、そのまま引き継いでもよいのではないか。
- ・ 審査会が市長等に対し、「勧告」を行うことはやはり強すぎるのではないか。ただし、意見を述べることは必要であるので「建議」とすればどうか。

(市民の審査請求権)

- 第7条 市民は、市長等が第4条第1項各号に規定する政治倫理基準に反する疑いがあると認めるときは、法第18条に定める選挙権を有する者の50分の1以上の連署にこれを証する資料を添えて、市長に審査を請求することができる。
- 2 市長は、前項の規定により審査の請求がなされたときは、速やかに審査会にその審査を求めなければならない。

本条は、市民の審査請求権について、規定したものである。

1 第1項は、市民からの審査請求の要件について定めている。

市民は、市長等が政治倫理基準に反する疑いがあると認めるときは、一定の要件を満たす選挙権を有する者の連署に、疑うことを証する資料を添え、市長に対し、審査請求できることとしている。

市民からの請求要件

公職選挙法第22条に規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者

審査請求のあった日の直近の選挙人名簿に登録(3月、6月、9月、12月に登録)されている者とする。

総数の50分の1以上の者の連署

地方自治法の直接請求の規定に準じ、第74条第5項の規定により選挙管理委員会が告示した人数とする。

審査を請求した日前1か月以内の連署

地方自治法施行令第92条第4項に準じ、審査請求をする日の1か月前からの連署でなければならないものとする。

これを証する資料

政治倫理基準に反することを証する資料とは、疑いを客観的に判断できる書類等で、主観的又は恣意的なものは認められないものとする。

なお、書類とは、書類だけではなく、ビデオ、録音テープ、会議録等も含むものである。

- 2 第2項は、市民からの審査請求に対する市長の対応についての規定であり、速やかに審査会への審査に付す義務を定めている。

検討委員会における主な意見

【市民の審査請求権について】

- ・ 連署の数については、あまりにも多いと市民の請求権を制限することにつながってしまうが、暫定条例のままの50人の連署とすれば、乱発するなど政争の具に使われてしまう危険性もあり、審査請求が条例の本来の目的とは違った意味をもってしまうことが懸念される。
- ・ 選挙で選ばれた首長又は議員の政治倫理を問うものであり、審査請求権のハードルが低すぎるのはいかがなものかと思う。
- ・ 他市にもみられるように、地方自治法の直接請求の要件を準用することが妥当ではないか。
- ・ 証する資料についても、疑わしいというだけでなく、先進例のように、具体的な書類等を求めることも必要と考える。

(政治倫理基準違反等の審査)

第8条 審査会は、前条第2項の規定により市長から審査を求められたときは、当該審査請求の適否及び当該事案の存否を審査し、文書で市長に審査結果報告をしなければならない。

2 審査会は、市長から審査を求められた日から起算して60日以内に前項に規定する審査結果を報告するよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の規定により審査会から審査結果の報告を受けたときは、その写しを審査請求者に送付するとともに、公表するものとする。

本条は、審査会による市長への報告等について規定したものである。

1 第1項は、審査会は、審査の結果を市長に報告しなければならないと定めている。

2 第2項は、審査会は、市長に対し、審査の請求があった日から60日以内に審査結果を報告するよう努めなければならないことを定めている。

3 第3項は、市長は、審査会からの報告の写しを審査請求者へ送付するとともに、市民に対し公表するよう定めている。

(市長等の協力義務)

第9条 市長等は、審査会から審査に必要な資料の提出又は会議への出席請求があった場合は、その請求に従わなければならない。

本条は、審査会への資料の提供及び審査会からの請求に基づく市長等の出席義務について定めている。

市長等は、審査会からの要請があった場合は、審査会へ出席しなければならないとしている。

(弁明)

第 10 条 市長等は、審査会において口頭又は文書により弁明することを請求できる。

2 市長等は、第 8 条第 1 項に規定する審査結果について文書により弁明することができる。

3 市長は、前項の規定により弁明があった場合は、第 8 条第 3 項の規定による審査結果の公表に当たり、その弁明の全部又は要旨を併せて公表するものとする。

本条は、市長等への弁明の機会の付与について定めている。

1 第 1 項は、市長等は審査会の会議に出席し、自らの疑惑に関し、口頭又は書面により弁明することができるものと定めている。

2 第 2 項は、市長等は審査結果について、審査請求者への結果通知や審査結果公表までの間、審査会に対し、書面により弁明できるものと定めている。

3 第 3 項は、市長は、審査結果に対する弁明があった場合、市民への審査結果公表に併せ、弁明の全部又は要旨を公表することを定めている。

(審査会の報告に対する市長等の措置)

第 11 条 市長等は、自己に関する審査会の審査結果において政治倫理基準に反するとの報告がなされ、当該審査報告が妥当であると認めるときは、政治倫理確保のために必要と認められる措置を講じなければならない。

本条は、市長等の措置について定めたものである。

市長等は、審査会の審査結果が政治倫理基準に反しているとされ、それが妥当と判断した場合は、政治倫理を確保するために必要と認められる措置を講じなければならないとしている。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

本条は、規則への委任について定めている。

規則では、審査請求の手続、各様式等を定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

条例の施行期日を定めるものであり、平成 年 月 日からとする。

3 射水市長等政治倫理条例検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 本市において暫定施行されている小杉町長等政治倫理条例(平成14年小杉町条例第2号)を見直し、射水市の条例として本格施行するに当たり、条例制定に係る課題、規定内容等を検討することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 射水市政治倫理条例検討委員会(以下「委員会」という。)は、射水市長等政治倫理条例(以下「条例」という。)の制定に関して必要な事項を検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内をもって組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は、条例の制定をもって終了するものとする。

(運営)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、行政管理部総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月8日から施行する。